

令和7年度 病院医師・看護職員負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

1.勤務医(医師)の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

(1)医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	目標達成年次	具体的な取組内容
初診時の予診の実施	実施済み 令和7年度も継続	医事課にて、受付の際に『診療申込書』を記入頂き、電子カルテにスキャン。診療時に電子カルテ上で確認できるよう運用。
静脈採血等の実施	実施済み 令和7年度も継続	検査オーダーに基づく静脈採血は、看護師が実施する。
	実施済み (令和6年度は 48.97%) 令和7年度も継続	動脈採血が必要な患者に対し、医師の指示に基づき特定行為看護師が実施する。動脈採血が必要な入院患者の30%以上を目指す。
入院の説明の実施	実施済み 令和7年度も継続	看護師、クラークによる入院説明の実施。
検査手順の説明の実施	実施済み 令和7年度も継続	看護師、クラークによる検査説明の実施。
服薬指導	実施済み 令和7年度も継続	薬剤師による薬剤投与量の確認、相談、調整を実施。 全入院患者の薬の把握をする。鑑別書を作成し、鑑別率を出せるよう集計する。 処方提案、代行入力の実施。
入退院調整体制の構築に伴う医療従事者の業務軽減	令和6年度は達成率 70% 令和7年度は改めて 継続	令和7年1月に社会福祉士が退職。残った2名で業務を行った為、令和6年度の達成率は70%とする。 令和7年4月に新しい社会福祉士が入職となり3名体制に戻った。令和7年度は改めて継続とする。
その他	実施済み 令和7年度も継続	診断書等文書関連業務の集約化、効率化。 クラークが代行作成したものを医師が確認し、署名又は発行をする。

(2)医師の勤務体制等にかかる取組

項目	目標達成年次	具体的な取組内容
勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済み 令和7年度も継続	2夜連続での当直割振りは行わない。担当医師が割振りし、総務課でチェックを行い各部へお知らせしている。
前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保	実施済み 令和7年度も継続	勤務間インターバルに関する規則に基づき、適正な勤務時間管理を行い、出退勤時間夫把握と休息時間の確保を継続して行う。
育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済み 令和7年度も継続	産前6週、産後1年の休暇制度あり。スムーズに仕事復帰できるよう、下段にある院内保育、勤務体系について説明を行い、活用してもらう。
		院内保育園の開設あり。制度についての説明を継続して行う。
		育児や介護を行う者に対し、勤務時間短縮、勤務日短縮、当直の免除あるいは制限を行い、柔軟な勤務体系を選択できるよう、周知の継続を行う。
その他	実施済み 令和7年度も継続	特定の医師に患者が集中しないように割り振りを行う。

2.看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

項目	目標達成年次	具体的な取組内容
業務量の調整	実施済み 令和7年度も継続	業務の相互フォロー。 多様な勤務体系の導入による業務量の分散。 状況に応じた他部署からの応援看護師の派遣。
看護職員と他職種との業務分担	看護補助者	実施済み 令和7年度も継続 看護師の指示のもと身体の清潔ケア、日常生活援助を実施。
	薬剤師	実施済み 令和7年度も継続 持参薬確認。 配薬準備。
	臨床検査技師	実施済み 令和7年度も継続 生検時、止血等の補助業務。 内視鏡の洗浄、管理。
	臨床放射線技師	実施済み 令和7年度も継続 ポータブル撮影機を用い、病棟内で可能な患者の撮影を実施し、看護師の負担軽減を図る。
	臨床工学技士	実施済み 令和7年度も継続 医療機器の操作と管理業務の分担。

	医療連携室	実施済み 令和7年度も継続	転院・退院、紹介入院調整。
	医事課	実施済み 令和7年度も継続	コストなどのカルテの整合性確認・管理。
看護補助者の配置	主として事務的業務を行う看護補助者の設置	実施済み 令和7年度も継続	事務的業務を主として行う看護補助者を配置。
	看護補助者の夜間配置	実施済み 令和7年度も継続	看護補助者の夜間配置。
短時間正規雇用の看護職員の活用	短時間正規雇用の看護職員の活用	実施済み 令和7年度も継続	育児短時間制度の活用。
多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	実施済み 令和7年度も継続	多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入。
妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育園	実施済み 令和7年度も継続	院内保育園の開設あり。復帰支援のため制度についての説明を継続して行う。
	夜間保育の実施	実施済み 令和7年度も継続	就業と育児の両立を支援するため実施。
	夜勤の減免制度	実施済み 令和7年度も継続	妊娠、育児や介護を行う者に対し、夜勤の免除あるいは制限を行い、柔軟な勤務体系を選択できるよう、周知の継続を行う。
	休日勤務の制限制度	実施済み 令和7年度も継続	妊娠、育児や介護を行う者に対し、休日勤務の免除あるいは制限を行い、柔軟な勤務体系を選択できるよう、周知の継続を行う。
	所定労働時間の短縮	実施済み 令和7年度も継続	妊娠、育児や介護を行う者に対し、所定労働時間の免除あるいは制限を行い、柔軟な勤務体系を選択できるよう、周知の継続を行う。
夜勤負担の軽減	月の夜勤回数の上限設定	実施済み 令和7年度も継続	1月の夜勤回数の上限を6回とする。 平均5回を目指しているが、新型コロナウイルス感染患者の入院等があると6回に達する場合あり。
その他	スマートフォン端末の導入	実施済み 令和7年度も継続	訪室時等、スマートフォン端末からSOAPの記載や褥瘡等の状態を写真に撮り電子カルテに転送できる。